

技術提案書提出説明書

1. 工事名：粕屋系送水管布設工事(その3)

2. 総合評価に関する事項等

(1) 技術評価項目及び配点、技術提案書の様式

評価型式：		標準型		
項目		配点	提出様式	備考
技術提案書提出表紙		—	様式1	
技術提案書チェック表		—	様式2	※提出不要
技術評価項目と配点	提案項目			
	施工上の提案			
	評価項目	① 「発進立坑内部での資機材搬出入」における「安全管理（労働災害の防止）」について	3	様式4
	評価項目	② 「車上プラント設備」における「環境への配慮（騒音または振動などへの配慮）」について	3	様式4
	技術提案等の取扱いに関する事項		様式5	※任意提出
	企業評価項目			
	企業の施工能力			
	評価項目	③ 工事成績の実績	4	様式7-1
	評価項目	④ 工事成績優良業者の表彰実績	1	様式7-2
	評価項目	⑤ 同種工事の施工実績	1	様式8
	評価項目	⑥ 建設業労働災害防止協会加入状況	1	様式10-2
	技術者の能力			
	評価項目	⑦ 資格の保有状況	1	様式11
	評価項目	⑧ 同種工事の施工経験	1	様式11
	社会貢献・地域貢献			
	評価項目	⑨ 本店所在地	1	様式12
	評価項目	⑩ 社会貢献・政策貢献	2	様式13
	企業の信頼性・社会性			
	評価項目	⑪ 競争入札参加停止措置状況	-2	様式14
◆配点合計：		18.0		
集計表		—	様式15	

※評価項目毎の技術評価点は、小数第4位四捨五入で算出する。

(2) 技術提案書作成にあたっての留意点等

本工事における技術提案書の提出にあたっては、次の事項に注意すること。

①. 提案項目関連

ア 提出を行う技術提案書の作成にあたっては、当該入札に参加しようとする他の入札参加者と技術提案書の内容等について、いかなる相談・協議等を行ってはならない。これに違反した場合は「欠格」となり、福岡地区水道企業団指名停止等措置要領に基づく競争入札参加停止等の措置を行うことがある。

イ 技術提案書は、設計図書、入札説明書、本説明書等を熟読した上で作成し、上表に示す様式のうち、技術提案書「様式1」及び「様式3」から「様式15」までを必ず提出すること。ただし、「様式5」は任意提出とする。提出が必要な様式の提出がない場合、「欠格」となる。

また、評価項目によっては、別途添付資料が必要となる場合があり、不備の場合、加点できないこともあるため、本説明書の記載事項を十分に確認すること。

ウ 提案する内容（施工上の提案に係る事項）が、記載されていない場合は「欠格」となる。

エ 提案内容（施工上の提案に係る事項）は要求要件を満たしているが、現場条件等により提案内容の一部または全ての採用が困難と判断した場合、当該提案（一部または全部）については標準案での施工となる。この場合、標準案での施工意思がないときは「欠格」となる。

オ 施工上の提案に係る各技術評価項目において、複数の入札参加者の提案内容が明らかに酷似しているなど、提案内容をそのまま第三者から提供を受けたと判断される場合、各入札参加者の能力を適切に評価することに支障があるため、当該入札参加者の技術提案または施工上の提案に係る提案内容は全て加点対象としない。

カ 提出を行う技術提案書の作成にあたっては、ホームページやカタログ等、第三者の資料を引用する場合、著作権等に留意すること。また、引用した場合は、出典元を記載すること。

②. 企業評価項目関連

■合併企業等における企業実績の評価対象について

企業実績に係る技術評価項目に関しては、その評価対象期間内に合併等（合併、営業譲渡など）行なった企業は、本企業団で承認されている場合は、合併前企業等の実績も評価対象に含まれる（ただし「本店所在地」は合併時期に関わらず、実績を承継している場合、合併前企業等の実績が評価対象に含まれる）。評価項目毎の詳細な評価対象は下表のとおり。
なお、合併前企業等の実績に記載漏れがある場合、加点されないこともあるので注意すること。

■合併企業等における企業実績の評価対象について

評価項目		取り扱い（※評価対象に「●」）		
		(A) 合併後企業等	合併前企業等	
			(B) 存続（承継）企業等	(C) 被合併（消滅）企業
I	工事成績の実績	●	●（留意点1）	●（留意点1）
II	優良業者の表彰実績	●	●（留意点1）	●（留意点1）
III	同種工事の施工実績	●	●（留意点1）	●（留意点1）
IV	受注工事件数	●	●（留意点1）	●（留意点1）
V	品質管理への取り組み	●	—	—
VI	建設業労働災害防止協会加入状況	●（※留意点2）	—	—
VII	社会貢献・政策貢献	●（※留意点2）	—	—
VIII	本店所在地	●	●（留意点3）	—
IX	競争入札参加停止措置状況	●	●（留意点1）	●（留意点1）

【留意点】

※「(B) 存続（承継）企業等」は、営業譲渡・分離などで、企業の実績を承継する場合を含む。（但し、本企業団が承認した場合に限る）

1. 評価項目 I ～ IV, IX では、(C) 被合併（消滅）企業の実績も含めるものとする。なお、評価項目 I, II, IV, IX では、記載漏れ等の減点措置も同様に行う。

2. 評価項目 V ～ VII では、基本的に (A) 合併後企業等の実績を評価するものとするが、評価基準日以降の合併である場合、

評価項目 VI ～ VII においては、(B) 存続（承継）企業等が基準日において該当し、かつ (A) も該当する場合のみ評価対象とする。

3. 評価項目 VIII では、(B) 存続（承継）企業等の実績を含めて評価する。

(3) 実施上の留意事項

本工事における技術提案書の提出にあたっては、次の事項に注意すること。

ア 技術提案等に係る設計変更は原則として行わない。また、技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力による場合を除き、工事成績評定点の減点（技術提案の場合は得点、施工上の提案及び地場企業の活用の場合は配点）や、福岡地区水道企業団競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止等の措置、提案内容の重要度等に応じて違約金を徴収することがある。詳しくは、入札説明書による。

イ 提案された特殊工法等については、その提案内容が一般的に使用されている状態となった場合は、本企業団発注工事において無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案であるとの申し出を「様式5」により提出し、認められたものについては、この限りではない。

ウ 本工事における技術評価項目「技術者の能力」において、技術提案書に提示する配置予定技術者の中から1名を、本工事の入札説明書に基づき 監理技術者 として配置しなければならず、原則途中交代できない。なお、真にやむを得ない理由があり、発注者と協議の上、工事の継続性、品質の確保等に支障がないと認められる場合に限り、途中交代が認められることがある。

(4) その他

本工事における技術提案書の提出にあたっては、本提出説明書のほか、「福岡地区水道企業団総合評価方式実施ガイドライン」等を確認すること。

https://www.f-suiki.or.jp/contract_testing_info/related_regulation_etc/

評価項目 ① 「発進立坑内部での資機材搬出入」における「安全管理（労働災害の防止）」について
(施工上の提案に係る事項)

着 目 点 等

1. 最も注意すべき事項

「発進立坑内部での資機材搬出入」における「安全管理」について「労働災害の防止」の観点から施工上「最も注意すべき事項」について提案を求める。

2. 現場条件等

発進立坑内部は狭隘な施工ヤードで、深さが約12mの立坑内部で資機材の吊り上げ、吊り下ろし作業を行う。

3. 具体的な対応策

上記への「具体的な対応策」について提案を求める。

4. 「追加提案」としない提案内容

下記の提案については、**追加提案としない**ので注意すること。

【工事目的物について仕様書の要求レベルを上回る提案】

・設計強度を上回る生コンクリートを使用する提案

【工事目的物の基本的な形状、規格等を変更する提案】

・設計図書に記載されている幅、厚み、長さ等を変更する提案

【設計変更等の協議で対応すべき提案】

・誘導員等の数、配置に関する提案

・熱中症対策に関する提案

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に関する提案

【複数提案】

・実施内容が2つ以上記載されている提案

【表現が抽象的で実施内容が不明確な提案】

・実施方法や基準、場所、時期、頻度、規模、規格、実施量等が明記されていない提案

4. 提案にあたって

1) 本工事における、「発進立坑内部での資機材搬出入」における「安全管理（労働災害の防止）」について着目点の内容及び以下のことを踏まえて提案を行うこと。

① 「最も注意すべき事項」について

(a) 現場条件や設計図書等の内容を考慮した上で、施工上最も注意すべき事項を**具体的に1つ記載**すること。また、その理由についても記載すること。

(b) **複数の注意事項を記載しない**こと。（“最も”注意すべきと考える事項を1つ記載すること。）

② 「具体的な対応策」について

(a) 最も注意すべき事項に対し、現場条件や設計図書等の内容を考慮した上で、標準案（設計書・仕様書等に基づき実施すべき事項）を上回る提案を**具体的に1つ記載**すること。また、その効果についても記載する。

(b) **実施内容を1つのみ記載するものとし、複数の実施内容が記載された項目は追加提案としない。**

(c) 対応策は、**具体的かつ簡明に記載**すること。

2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の加算点は0点とする。

3) その他

① 提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、着目点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

② 提案様式等

(a) 技術提案は、技術提案書：様式4（A4判1枚(片面)）に簡明に記載すること。

(b) 基本の書体を「MS明朝／10.5pt」とし、ゴシック体、太字、下線等により、キーワードを強調しても構わない。
制限文字数は、各200文字以内とし指定された枠内に記載する。なお、様式の変更は認めない。

(c) 技術提案書は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載をしてはならない。

(d) 以上の規定が守られない場合、加算点の減点をすることがあるので注意すること。
特に、様式を明らかに改ざんし、悪質と認められる場合や、補足資料を添付している場合は、本項目の加算点を0点とする。

評価項目 ② 「車上プラント設備」における「環境への配慮（騒音または振動などへの配慮）」について
（施工上の提案に係る事項）

着 目 点 等

1. 最も注意すべき事項

「車上プラント設備」における「環境への配慮」について「騒音または振動などへの配慮」の観点から施工上「最も注意すべき事項」について提案を求める。

2. 現場条件等

推進工における車上プラント稼働中は連続的に作動音が発生する。

3. 具体的な対応策

上記への「具体的な対応策」について提案を求める。

4. 「追加提案」としない提案内容

下記の提案については、**追加提案としない**ので注意すること。

【工事目的物について仕様書の要求レベルを上回る提案】

- ・設計強度を上回る生コンクリートを使用する提案

【工事目的物の基本的な形状、規格等を変更する提案】

- ・設計図書に記載されている幅、厚み、長さ等を変更する提案

【設計変更等の協議で対応すべき提案】

- ・誘導員等の数、配置に関する提案
- ・熱中症対策に関する提案
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に関する提案

【複数提案】

- ・実施内容が2つ以上記載されている提案

【表現が抽象的で実施内容が不明確な提案】

- ・実施方法や基準、場所、時期、頻度、規模、規格、実施量等が明記されていない提案

4. 提案にあたって

- 1) 本工事における、「車上プラント設備」における「環境への配慮（騒音または振動などへの配慮）」について着目点の内容及び以下のことを踏まえて提案を行うこと。

① 「最も注意すべき事項」について

- (a) 現場条件や設計図書等の内容を考慮した上で、施工上最も注意すべき事項を**具体的に1つ記載**すること。また、その理由についても記載すること。
- (b) **複数の注意事項を記載しない**こと。（“最も”注意すべきと考える事項を1つ記載すること。）

② 「具体的な対応策」について

- (a) 最も注意すべき事項に対し、現場条件や設計図書等の内容を考慮した上で、標準案（設計書・仕様書等に基づき実施すべき事項）を上回る提案を**具体的に1つ記載**すること。また、その効果についても記載する。
- (b) **実施内容を1つのみ記載するものとし、複数の実施内容が記載された項目は追加提案としない。**

- (c) 対応策は、**具体的かつ簡明に記載**すること。

- 2) 要求要件（標準案）に基づき施工を行う場合は、その旨明示すること。その場合は、本項目の加算点は0点とする。

3) その他

- ① 提案内容は、具体的な根拠を伴い、履行の担保・確認ができるものとする。なお、着目点に沿っていない提案や以下に示す提案は評価しない。

② 提案様式等

- (a) 技術提案は、技術提案書：様式4（A4判1枚（片面））に簡明に記載すること。
- (b) 基本の書体を「MS明朝／10.5pt」とし、ゴシック体、太字、下線等により、キーワードを強調しても構わない。
制限文字数は、各200文字以内とし指定された枠内に記載する。なお、様式の変更は認めない。
- (c) 技術提案書は、提出者名を伏せて審査・評価するため、提案内容に提出者が特定される記載をしてはならない。
- (d) 以上の規定が守られない場合、加算点の減点をすることがあるので注意すること。
特に、様式を明らかに改ざんし、悪質と認められる場合や、補足資料を添付している場合は、本項目の加算点を0点とする。

評価項目 ③ 工事成績の実績
(企業の施工能力に係る事項)

1. 評価内容

一定期間内の福岡地区水道企業団及び構成団体の発注工事において、同一業種で工事成績評定の良い者を優位に評価する。

2. 評価対象

【対象工事】

福岡地区水道企業団及び構成団体の発注工事で、「一般土木、管 2 種」の工事。
(JV 工事の構成員の実績も含む)

【対象期間】

平成 28 年 4 月 1 日から 令和 8 年 8 月 27 日までの間に竣工し、かつ
福岡地区水道企業団及び構成団体の「工事成績評定通知書」を受領した工事(通知日が期間内)

3. 提出要領

該当する同一業種工事のうち、任意の 3 件を「様式 7-1」により提出する。3 件未満の実績しかない場合、該当実績を全て提出すること。該当実績が無い場合も、その旨提出すること。
また、それぞれの工事成績評定通知書の写しを添付する。

4. 評価方法

【評価手法】

提出のあった同一業種工事の任意 3 件の平均点により評価。ただし、対象の工事成績の実績が 3 件未満の場合、その平均点により評価。

【評価区分】

評価区分	評価段階 (加算点)
平均 9.5 点以上	A 評価 (配点 × 1.0)
平均 6.5 点超～9.5 点未満	下記算出式により評価 平均 80 点超 : $3.0 + 1.0 \times (\text{平均点} - 80) / 15$ 平均 80 点以下 : $3.0 \times (\text{平均点} - 65) / 15$
平均 6.5 点以下または実績無し (JV の場合)	E 評価 (配点 × 0)

構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点を JV の加算点とする。
(小数第 4 位四捨五入)

5. 留意点

※「様式 7-1」による提出がなければ欠格となる。(実績がない場合でも提出が必要)
※以下に該当する場合、原則「E 評価」となる。(JV の場合、構成員毎に適用)
ただし、その該当事項が有利となるものでない場合は、この限りでない。
・対象外の工事を提出した場合
・3 件未満の提出で、他に対象工事の実績があることが判明した場合
※工事成績評定通知書の写しが不備の場合、該当工事の成績を 6.5 点以下とみなす。
※特命随意契約も対象に含むため注意が必要。
※対象工事は、「一般土木、管 2 種」の工事であるため注意が必要。

評価項目 ④ 工事成績優良業者の表彰実績
(企業の施工能力に係る事項)

1. 評価内容

一定期間内の福岡地区水道企業団及び構成団体の発注工事において、同一業種で「工事成績優良業者」として表彰対象となった者を評価する。

2. 評価対象

【対象工事】

対象期間内に、福岡地区水道企業団及び構成団体より「一般土木、管2種」の工事において、工事成績優良業者として表彰の対象である旨通知（同通知後、表彰の取り消しを通知されたものは除く）された工事。

ただし、表彰日の翌日から入札公告日前日までの間に競争入札参加停止の措置を受けた期間がある場合は、評価の対象となりません。

【対象期間】

令和 6 年 8 月 28 日 から 令和 8 年 8 月 27 日
までの間に通知された工事。

3. 提出要領

該当する同一業種の工事を、「様式7-2」により提出する。
該当実績が無い場合も、その旨提出すること。
また、表彰者からの「表彰の対象である旨の通知の写し」を添付する。

4. 評価方法

【評価手法】

同一業種工事における工事成績優良業者の表彰実績により評価。

【評価区分】

評価区分	評価段階（加算点）
表彰対象者	A評価（配点×1.0）
該当しない	E評価（配点×0）

（J Vの場合）

構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点をJ Vの加算点とする。

（小数第4位四捨五入）

5. 留意点

※「様式7-2」による提出がなければ欠格となる。（実績がない場合でも提出が必要）

※以下に該当する場合、原則「E評価」となる。（J Vの場合、構成員毎に適用）

- ・対象外の工事を提出した場合
- ・「表彰の対象である旨の通知の写し」が無い場合

※通知を受けても、その後、表彰対象から外れた工事は除くため注意が必要。

※対象工事は、「一般土木、管2種」の工事であるため注意が必要。

※表彰日の翌日から入札公告日前日までの間に競争入札参加停止の措置を受けた期間がある場合は、評価の対象とならないため注意が必要。

評価項目 ⑤ 同種工事の施工実績
(企業の施工能力に係る事項)

1. 評価内容

一定期間内に同種工事の施工実績のある者を優位に評価する。

2. 評価対象

【対象工事（同種工事の条件）】
呼び径600mm以上の泥土圧推進工事

の施工実績で、かつ公共機関等が発注したCORINSに登録されている工事
・JV工事の構成員の実績も含む。金額条件がある場合、出資比率に基づく額ではなく全体の額。
・公共機関等とは、「建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約」
に定める機関とする。

【対象期間（同種工事の条件）】
平成 28 年 4 月 1 日から 令和 8 年 8 月 27 日
までの間に竣工

3. 提出要領

該当する工事のうち、最大2件を「様式8」により提出する。該当が無い場合も、その旨提出する。
CORINSの写しを添付すること。なお、CORINSの工事カルテで同種工事の条件（対象工事、期間）を満たしていることが確認できない場合、別途確認できる資料（契約図書における設計書、図面等の写しなど）も添付する。
上記の別途確認できる資料については、同種条件を満たすことが確認できる箇所にマーカー等で印しをつける。

4. 評価方法

【評価手法】
同種工事の施工実績の件数により評価。

評価区分	評価段階（加算点）
2件以上の実績有り	A評価（配点×1.0）
1件の実績有り	C評価（配点×0.5）
実績無し	E評価（配点×0）

（JVの場合）
構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点をJVの加算点とする。
（小数第4位四捨五入）

5. 留意点

※「様式8」による提出がなければ欠格となる。（実績がない場合でも提出が必要）
※以下に該当する場合、その実績はないものとみなす。（JVの場合、構成員毎に適用）
・対象外の工事である場合
・「CORINSの写し」が無い場合
・CORINSの工事カルテや添付資料（契約図書における設計書、図面等の写しなど）
で対象工事であることが確認できない工事
（CORINSの工事カルテで同種工事の条件を確認できるか確認すること）
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事の一時中止等に伴う工期延期を行ったことにより、延期前の工期を既に経過していることが確認できる工事については、施工実績とみなす。
ただし、該当する場合は、工事の一時中止等を行ったことを証明できる書類（請書の写しや発注者と交わした協議書や通知書の写しなど）を添付すること。（「様式8」の作成において、工期の末日を公告日以降の日付とした場合は実績件数に反映されない表示となるが、企業団で添付書類を精査して実績と認める場合は評価対象とする。）

評価項目 ⑥ 建設業労働災害防止協会加入状況
(企業の施工能力に係る事項)

1. 評価内容

建設業労働災害防止協会への加入者を優位に評価する。

2. 評価対象

【評価対象】

建設業労働災害防止協会（建災防）への加入。

令和 8 年 4 月 1 日から 令和 8 年 8 月 27 日
までの間に加入していること。

3. 提出要領

該当状況を「様式 10-2」により提出する。なお、該当が無い場合も、その旨提出する。

また、該当の場合、評価対象条件を満たすことが確認できる加入証明書の写しを添付する。（「加入証明書」は、加入日が入札公告日前日以前の日付となっていて、かつ、証明日が当該年度 4 月 1 日以降の日付となっている必要があります。）

上記評価対象期日以降の合併企業である場合、存続（承継）企業に加え、合併企業も加入していれば、評価対象となる（証明書の写しを添付すること）。

4. 評価方法

【評価手法】

建設業労働災害防止協会への加入状況により評価。

【評価区分】

評価区分	評価段階（加算点）
加入	A 評価（配点×1.0）
未加入	E 評価（配点×0）

（J V の場合）

構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点を J V の加算点とする。

（小数第 4 位四捨五入）

5. 留意点

※「様式 10-2」による提出がなければ欠格となる。（実績がない場合でも提出が必要）

※以下に該当する場合、原則「E 評価」となる。（J V の場合、構成員毎に適用）

- ・評価対象条件を満たすことが確認できる加入証明の写しが無い場合
（「加入証明書」は、加入日が入札公告日前日以前の日付となっていて、かつ、証明日が当該年度 4 月 1 日以降の日付となっている必要があります。）
- ・加入の事実を確認できない場合
- ・事実と異なる提出があった場合

評価項目 ⑦ 資格の保有状況
(技術者の能力に係る事項)

1. 評価内容

配置予定技術者の該当資格の保有期間の長い者を優位に評価する。

2. 評価対象

【評価対象】

本工事の配置予定技術者が保有する監理技術者資格の本工事入札公告日時点における保有期間

3. 提出要領

本工事の配置予定技術者（最大3名まで提示可。JV発注の場合、代表者の技術者のみ対象）の監理技術者資格の保有状況について、「様式11」により提出する。また、提示する全ての技術者について、評価対象条件を満たすことが確認できる監理技術者資格の資格者証の写しを添付する。
(複数業種で資格を有する場合、資格の保有期間は監理技術者資格者証の初回交付日以降の保有期間とする)

4. 評価方法

【評価手法】

配置予定技術者の監理技術者資格の保有期間により評価。複数名の提示があった場合、技術者ごとに「同種工事の施工経験」とあわせた評価が、最も低い技術者の加算点を採用。

【評価区分】

評価区分	評価段階（加算点）
5年以上保有	A評価（配点×1.0）
3年以上5年未満の保有	C評価（配点×0.5）
3年未満の保有	E評価（配点×0）

5. 留意点

- ※「様式11」による提出がなければ欠格となる。
- ※「同種工事の施工経験」で提出する全ての監理技術者について提出すること。
- ※本工事の落札者となった場合、本工事に配置する監理技術者は、今回提出する技術者の中から配置しなければならない。
- ※以下の場合、該当技術者は原則「E評価」となる。
 - ・「同種工事の施工経験」で提出する技術者と異なる者で提出した場合
 - ・評価対象条件を満たすことが確認できる資格者証の写しが無い場合
 - ・資格の保有期間が確認できない場合
 - ・本工事への配置が不可能であることが判明した場合
 - ・事実と異なる提出があった場合

評価項目 ⑧ 同種工事の施工経験
(技術者の能力に係る事項)

1. 評価内容

配置予定技術者に同種工事の施工経験があれば優位に評価する。

2. 評価対象

【対象工事（同種工事の条件）】

呼び径600mm以上の泥土圧推進工事

の施工経験で、かつ公共機関等が発注した **CORINS** に登録されている工事

- ・ J V 工事の構成員の経験も含む。金額条件がある場合、出資比率に基づく額ではなく全体の額。
- ・ 公共機関等とは、「建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約」に定める機関とする。

【対象期間（同種工事の条件）】

平成 28 年 4 月 1 日から 令和 8 年 8 月 27 日
までの間に竣工

3. 提出要領

本工事の配置予定技術者（最大 3 名まで提示可。JV 発注の場合、代表者の技術者のみ対象）が、該当する工事に、監理技術者、主任技術者、現場代理人のいずれかで携わった施工経験について、「様式 1 1」により提出する。該当が無い場合も、その旨提出する。

また、CORINS の写しを添付すること。なお、CORINS の工事カルテで同種工事の条件（対象工事、期間）を満たすことや対象技術者での従事経験を確認し難い場合、別途確認できる資料（契約図書における設計書、図面等の写しなど）も添付する。

上記の別途確認できる資料については、同種条件を満たすことが確認できる箇所にマーカー等で印しをつける。

4. 評価方法

【評価手法】

配置予定技術者が、監理技術者、主任技術者、現場代理人のいずれかで同種工事に携わった施工経験の有無により評価。複数名提示があった場合、技術者ごとに「資格の保有状況」とあわせた評価が、最も低い技術者の評価を採用。

【評価区分】

評価区分	評価段階（加算点）
施工経験有り	A 評価（配点×1.0）
施工経験無し	E 評価（配点×0）

5. 留意点

※「様式 1 1」による提出がなければ欠格とする。（実績がない場合でも提出が必要）

※「資格の保有状況」で提出する全ての技術者について、施工経験の有無を提出すること。

※本工事の落札者となった場合、本工事に配置する監理技術者は、今回提出する技術者の中から配置しなければならない。

※以下に該当する場合、当該技術者は原則「E 評価」となる。

- ・ 「資格の保有状況」で提出する技術者と異なる者で提出した場合
- ・ 対象外の工事である場合
- ・ 「CORINS の写し」が無い場合
- ・ CORINS の工事カルテや添付資料（契約図書における設計書、図面等の写しなど）で同種工事であることが確認できない場合
（CORINS の工事カルテで同種工事の条件を確認できるか確認すること）
- ・ 監理技術者、主任技術者、現場代理人のいずれかで携わったことが確認できない場合
- ・ 本工事への配置が不可能であることが判明した場合
- ・ 事実と異なる提出があった場合

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事の一時中止等に伴う工期延期を行ったことにより、延期前の工期を既に経過していることが確認できる工事については、施工経験とみなす。

ただし、該当する場合は、工事の一時中止等を行ったことを証明できる書類（請書の写しや発注者と交わした協議書や通知書の写しなど）を添付すること。（「様式 1 1」の作成において、工期の末日を公告日以降の日付とした場合は施工経験に反映されない表示となるが、企業団で添付書類を精査して実績と認める場合は評価対象とする。）

評価項目 ⑨ 本店所在地
(社会貢献・地域貢献に係る事項)

1. 評価内容

本店が福岡都市圏（10市7町）に所在し、かつ、福岡地区水道企業団競争入札有資格者名簿（工事）に登録された期間が長い者を優位に評価する。

2. 評価対象

【評価対象】

本工事入札公告日時点において、本店が福岡都市圏（10市7町）に所在する者。

3. 提出要領

該当状況を「様式 1 2」により提出する。該当が無い場合も、その旨提出する。

4. 評価方法

【評価手法】

本店の所在状況、本企業団名簿へ地場企業として継続して登録されている期間（現名簿の開始日時点）により評価。

【評価区分】

評価区分	評価段階（加算点）
本店所在かつ名簿登録期間10年以上	A評価（配点×1.0）
本店所在かつ名簿登録期間10年未満	C評価（配点×0.5）
本店所在せず	E評価（配点×0）

（J Vの場合）

構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点を J V の加算点とする。

（小数第 4 位四捨五入）

5. 留意点

※「様式 1 2」による提出がなければ欠格となる。

※以下に該当する場合、原則「E 評価」となる。（J V の場合、構成員毎に適用）

・事実と異なる提出があった場合

評価項目 ⑩ 社会貢献・政策貢献
(社会貢献・地域貢献に係る事項)

1. 評価内容

下記のいずれかの取り組みに該当する者を優位に評価する。

2. 評価対象

【評価対象】

下記のいずれかの取り組みに該当する者（本工事入札公告日時点）

- ① 障がい者雇用の取り組み
(障がい者雇用率 4.6 % の達成状況)
- ② 環境保全の取り組み
(ISO14001 又はエコアクション 21 の取得状況)
- ③ 保護観察対象者等の雇用の取り組み
(協力雇用主としての登録と雇用状況等)
- ④ 消防団協力支援の取り組み
(消防団協力事業所の認定状況)

3. 提出要領

該当状況を「様式 1 3」により提出する。なお、該当が無い場合も、その旨提出する。
また、評価対象条件を満たすことが確認できる、各取り組みの証明書類の写しを添付する。上記評価対象期日以降の合併企業である場合、存続（承継）企業に加え、合併企業も該当があれば、評価対象となる（通知書の写しを添付すること）。

4. 評価方法

【評価手法】

該当状況の有無により評価。

【評価区分】

認定 1 つにつき、0.5 点（最大 2.0 点）

（J V の場合）

構成員それぞれに加算点を算出し、その平均点を J V の加算点とする。

（小数第 4 位四捨五入）

5. 留意点

- ※「様式 1 3」による提出がなければ欠格となる。（該当がない場合でも提出が必要）
- ※以下に該当する場合、原則「E 評価」となる。（J V の場合、構成員毎に適用）
 - ・評価対象条件を満たすことが確認できる社会貢献優良企業認定通知書の写しが無い場合（一部該当の場合、該当項目のみ無効）
 - ・事実と異なる提出があった場合
 - ・本工事入札公告日時点での認定企業でない場合

評価項目 ⑪ 競争入札参加停止措置状況
(企業の信頼性・社会性に係る事項)

1. 評価内容

福岡地区水道企業団指名停止等措置要領別表第1及び別表第2に掲げる措置要件に該当し、一般競争入札参加停止及び指名停止（以下、競争入札参加停止等）の措置を受けた者を減点評価する。

2. 評価対象

【評価対象】

競争入札参加停止等の措置を受けた者で、本工事入札公告日時点において、競争入札参加停止期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止期間と同期間に係る者。

3. 提出要領

該当状況を「様式 1 4」により提出する。該当が無い場合も、その旨提出する。

4. 評価方法

【評価手法】

該当状況の有無により評価。

【評価区分】

評価区分	評価段階（減点）
該当無し	A評価（配点×0）
該当有り	E評価（配点×1.0）

（J Vの場合）

構成員の中に該当者が含まれる場合は、一律2点（E評価）の減点とする。

5. 留意点

※「様式 1 4」による提出がなければ欠格となる。（該当がない場合でも提出が必要）

※以下に該当する場合、原則「E評価」となる。

・事実と異なる提出があった場合